

番 号 : 140489

国 名 : ベトナム

担当部署 : 民間連携事業部 海外投融資第一課

件 名 : ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業(工業団地運営支援業務)【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 工業団地運営支援業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年8月上旬から2015年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 6.0M/M、合計 6.75M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間 (渡航3回)	整理期間
10日	30日+60日+90日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
 - (2) 見積書提出部数 : 1部
 - (3) 提出期限 : 7月9日(12時まで)
 - (4) 提出場所 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
- ※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務方針の基本方針 14点
 - ②業務実施上のバックアップ体制 10点
 - (2) 業務従事者の経験・能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 6点
- (計100点)

類似業務 :	工場運営・経営、新規設備投資、法人設立、現地商工会・商工会議所の活動等
対象国/類似地域 :	ベトナム/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等
特になし。

(2) 必要予防接種
特になし。

6. 業務の背景

ベトナムにおいては、急速な経済成長と工業化に伴い工業団地の整備が進められる中、経済成長の柱とされる製造業の分野では、工業排水等の水質基準関連規制に関する監視取締りが脆弱であるため、廃水処理を適切に行わない工場・工業団地が増加し、河川水・土壌・地下水の汚染が深刻化している。深刻化する環境問題を受け、ベトナム政府は、社会経済発展5ヶ年計画（2011-15）において産業セクターの公害防止、水の適切な利用等を重要政策として位置付け、2009年には17種の産業を「公害型産業」として特定し、これら産業の都市部での操業を禁止し、工場の郊外への移転を義務化した。

工業団地の集積率が高いホーチミン市近郊では、近年郊外及び周辺都市への工業団地の移転が進んでいる。中でもロンアン省は、ホーチミン市近郊に位置するなど立地条件が良好であることを活かしつつ、環境配慮を徹底した工業団地を整備することで、日系企業の誘致も積極化させている。

上述の背景等を踏まえ、JICAは、ベトナム国ロンアン省において、企業の投資環境整備及び同地域の環境保全を図り、もって同地域の産業基盤の強化と持続的な経済発展に寄与することを目的として、工業団地向けユーティリティ・サービス運営事業に対して2013年1月に海外投融資による融資を決定している。

当該事業の対象となる工業団地（Thuan Dao Industrial Park II（以下TDIP））及びロンアン省は、ベトナムへの進出意欲が旺盛な日系企業の誘致を同地域の産業の発展、及び工業団地の良好な経営の原動力と位置付けており、日系企業誘致活動の促進強化が課題となっている。

本コンサルタントは、事業対象工業団地からの要望を踏まえ、当該工業団地の日系企業向けの誘致活動、及び投資環境整備を目的として、当該工業団地における日系企業向けワンストップ・サービス構築の支援を行うもので、基本構想の立案、関係企業・組織との調整、日系企業との良好な関係構築等に対する各種指導・助言を行うとともに、今後のワンストップ・サービスの運営に係る助言を取りまとめるものである。

7. 業務の内容

(1) 国内準備期間（2014年8月上旬、10日間）

- ア 海外投融資対象事業の事業背景・目的・内容・事業関係者を把握し、関連既存資料・情報をレビューする。
- イ 既存資料の分析・情報収集を通じて、日系企業のベトナム進出動向を把握する。
- ウ 既存資料の分析・情報収集を通じて、ベトナムにおける海外直接投資の動向及び外資誘致政策の状況を把握する。
- エ 海外における日系企業向け工業団地の整備状況及び各工業団地の強み（特に環境配慮面）を確認し、工業団地の競争力確保のために有効とされるサービス内容を把握する。
- オ JICA民間連携事業部と現地派遣期間の業務方針を相談し、ワーク・プランを作成する。

(2) 第1次派遣期間（2014年8月中旬～9月中旬、30日間）

- ア TDIP及びJICAホーチミン連絡所に対し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針についてワーク・プランの詳細を打合わせる。
- イ TDIPの事業内容、沿革、経営状況（企業の入居状況）、経営方針等を確認する。
- ウ 日系企業（特に中小企業）が工業団地に入居する際に必要となる各種手続き及び関連規制や現地で事業経営、工場の運営を行う際に直面する課題及び必要とするサービス等に関し、現

地進出企業及びJETRO等の関連業務を扱う組織・団体等へのヒアリング調査を行う。

- エ 近隣の外資系工業団地（日系工業団地を含む）におけるサービスの提供状況等について情報収集を行う。
- オ 現地業務結果報告書を作成し、適宜JICAベトナム事務所、若しくはホーチミン連絡所に対し進捗報告を行う。

（3）第2次派遣期間（2014年9月下旬～11月下旬、60日間）

- ア ワンストップ・サービスを運営するセンターにて取り扱うサービス内容案を取りまとめる。
- イ TDIPに対して同案を提示し、同社の事業展開計画との整合性や経営戦略との摺合せを行い、サービス内容の特定を行う。
- ウ 各種サービスの提供形態について、関連サービス提供者との折衝等を通じて案を取りまとめる。
- エ 各種サービスの提供形態案に基づき、同センター運営に必要な経費、リソース等を見積もり、運営計画案を取りまとめる。
- オ TDIPに対し同案を提示しつつ協議を行い、センターの運営形態（各種サービスの提供形態）について基本構想を取りまとめる。
- カ センターにおいて提供する各種サービスの関連業者・関連機関を調査し、必要に応じて選定を行う。
- キ 関連機関・選定業者と業務提供形態について協議を行い、取引形態をそれぞれ取りまとめる。
- ク センターの運営方針、運営体制等についてTDIPと協議を行い、TDIPのセンター設立を支援する。
- ケ 現地業務結果報告書を作成し、適宜JICAベトナム事務所、若しくはホーチミン連絡所に対し進捗報告を行う。

（4）第3次派遣期間（2014年12月中旬～2015年2月中旬、90日間）

（4）-1 センターが設立された場合

- ア 入居企業、内談企業に対してヒアリングを行い、センターの運営状況、ユーザーの意見聴取を行う。
- イ センターの運営状況の確認、運営支援及び必要に応じてサービス内容の見直しを行う。
- ウ 今後の継続的なセンター運営に必要な運営ガイドラインを整備し、必要に応じてセンターの運営に必要な人材育成を行う。
- エ TDIPの（特に日系企業向け）マーケティング活動（実施場所、頻度、工業団地紹介内容、対象企業・業種の選定等、全般）のレビューを行い、助言を行う。
- オ TDIPの日系企業向けマーケティングに関して、資料の整備支援を行う。
- カ 潜在的な入居企業との接点を有する、現地関連組織・団体（商工会等）及び企業等とTDIPの協議を仲介する。
- キ センターの運営状況の確認、運営支援及び必要に応じてサービス内容の見直しを行う。
- ク 入居済企業にヒアリングを行い、センターの運営及び工業団地の運営に関してサービス内容の見直しを含めた改善提案をまとめる。
- ケ これまでの運営実績等を踏まえ、センターの運営ガイドラインの見直しを行う。
- コ 現地業務結果報告書を作成し、適宜JICAベトナム事務所、若しくはホーチミン連絡所への報告と、TDIPに対して今後の運営に関する提言を行う。

（4）-2 センターの設立に遅延が生じた場合

- ア 第2次派遣期間の業務を継続する形で、引き続き、センター設立支援を行う。
- イ TDIPの（特に日系企業向け）マーケティング活動（実施場所、頻度、工業団地紹介内容、対象企業・業種の選定等、全般）のレビューを行い、助言を行う。

- ウ TDIPの日系企業向けマーケティングに関して、資料の整備支援を行う。
- エ 潜在的な入居企業との接点を有する、現地関連組織・団体（商工会等）及び企業等とTDIPの協議を仲介する。
- オ 入居済企業にヒアリングを行い、工業団地の運営に関してサービス内容の見直しを含めた改善提案をまとめる。
- カ 現地業務結果報告書を作成し、適宜JICAベトナム事務所、若しくはホーチミン連絡所への報告と、TDIPに対して今後の工業団地運営及びセンター設立に関する提言・助言を行う。

(5) 帰国後整理期間（2月下旬、5日間）

- ア 専門家業務完了報告書（和文2部）を作成し、JICA民間連携事業部へ提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン（現地業務開始前）

（和文2部：民間連携事業部、ベトナム事務所）

（英文3部：民間連携事業部、ベトナム事務所、TDIP）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。

業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

（和文2部：民間連携事業部、ベトナム事務所）

（英文3部：民間連携事業部、ベトナム事務所、TDIP）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

(3) 専門家業務完了報告書（現地契約業務終了後）

（和文2部：民間連携事業部、ベトナム事務所）

（英文3部：民間連携事業部、ベトナム事務所、TDIP）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処（工業団地に対する提言）
- 4) その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれますので、見積を計上して下さい。航空賃については、成田（日本）－ホーチミン（ベトナム）間のみを計上して下さい。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ベトナム事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含まませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年8月中旬～2015年2月下旬を予定しています。ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

TDIP に対して、環境配慮を行った工業団地の整備を推進するために、（株）神鋼環境ソリューション、神鋼商事（株）が工業団地内で排出される排水処理、および給電関連の整備・運営維持管理のサービスを提供しています。

他に派遣されている専門家はいません。

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿泊手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

TDIPが英語話者若しくは日本語話者を準備いたします。

オ) 現地日程のアレンジ

本部の民間連携事業部より適宜スケジュールアレンジいたします。

カ) 執務スペースの提供

TDIPが準備いたします。

（2）参考資料

本業務に関する記事が当機構のHPに記載されています。

http://www.jica.go.jp/press/2012/20130130_02.html

http://www.jica.go.jp/topics/news/2012/20130204_01.html

http://www.jica.go.jp/topics/notice/20130215_01.html

（3）その他

1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めて

いる制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

2) 本業務では、ベトナムにおける、工業団地の経営、もしくは工場の立ち上げ・経営、企業経営に係る知見・経験があることが望ましいです。

以上